

国立高専機構における 令和7年度 前期分授業料免除、 前期分徴収猶予及び月割分納の申請について

このことについて、下記のとおりお知らせします。希望される場合は、提出期限までに申請してください。
なお、提出期限後の申請については、一切受付を行いませんのでご留意願います。

記

- ※ 下記申請可能事由においては、すべて、経済的に授業料の納付が困難であると認められる者に限ります。
 ※ 別途ご案内する「高等学校等就学支援金制度」(本科1～3年生)、「高等教育の修学支援新制度」(本科4～5年生及び専攻科1～2年生)についてもご確認ください。

種類	申請可能事由	対象学年
授業料免除申請	<ul style="list-style-type: none"> ・免除算定基準日(原則として4月1日)前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)に、学資負担者(学資を主として負担している者)が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合 ・免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等理事長が定める理由により、著しい家計の急変があった場合 	全学年
	<ul style="list-style-type: none"> ・在学した期間が通算して36月を超える等、就学支援金の受給資格のない本科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる者 ・就学支援金の受給資格がある本科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者 	本科1～3年
前期分徴収猶予申請	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により授業料を納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、 ・学資負担者が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる場合、 ・その他やむを得ない事由があると認められる場合 	全学年
前期分月割分納申請	<ul style="list-style-type: none"> ・学資負担者が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けるなど、授業料の納付が困難となるような特別の事由があると認められる場合 	

・申請書について

【免除申請書】：申請事由について確認後に配付しますので、下記担当へご確認ください。

【徴収猶予・月割分納申請書】：下記担当窓口にてお受け取りいただくか、本校ホームページからダウンロードしてください。郵送により書類請求される場合は、下記担当係あてに学年・氏名・連絡先・申請内容(徴収猶予・月割分納)を明記した上で、返信用封筒をお送りください。(返信用封筒は、角型2号(A4サイズの書類の入る大きさ)とし、返送用切手270円分を貼付すること。)

・申請書提出期限

前期分期限：4月18日(金) 17時(締切厳守)

(注1) 提出後に申請を取り止める場合にはその旨を必ず下記担当まで申し出てください。

※ 書類は下記担当窓口へ直接提出をお願いします。やむを得ない場合は郵送でも可としますが、必ず配達記録が残る手段(書留郵便等)により提出期限までに必着することを確認した上で送付してください。(郵便事故等により届かない場合が想定されます。)

◆ 担当(問合せ先) ◆

*広瀬キャンパス 学務課学生係 E-mail:gakusei@sendai-nct.ac.jp
〒989-3128 宮城県仙台市青葉区愛子中央4-16-1 TEL:022-391-5539

*名取キャンパス 学生課学生支援係 E-mail:gakuseishien@sendai-nct.ac.jp
〒981-1239 宮城県名取市愛島塩手字野田山48 TEL:022-381-0266